

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社 柿崎工務所

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年10月 1日～2027年 9月30日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- 2024年10月～ 社内報に男性社員の育休取得者の体験談（感想）を掲載し、引き続き取得率の維持に努める。

目標2：小学校入学前までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2025年 2月～ 就業規則（育児・介護休業規程）を3歳未満の子を小学校入学前までの子と改定し、資料を作成し社内報等で労働者に周知する。

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 2024年10月～ 毎月の給料明細に有給休暇の残り日数を掲載し、積極的に取得を呼びかけることにより有給休暇取得を促す。